

平成26年3月19日
室蘭ガス株式会社

消費税法の改正・石油石炭税の税額変更に伴うガス料金の改定について

平素は、当社の都市ガス事業にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社は、「消費税法の改正」および「地球温暖化対策のための税における石油石炭税の税額変更」に伴い、平成26年4月1日を実施日とする一般ガス供給約款・選択約款および簡易ガス供給約款の変更を、北海道経済産業局長へ届出いたしました。

今回の料金改定は、4月1日からの消費税法改正による消費税率8%への引き上げと、地球温暖化対策のための税が、従来の石油石炭税に段階的に課税されることを受け反映させるものです。

ガス料金への新税率8%の適用開始につきましては、消費税法の経過措置により3月以前から継続してガスをお使いの場合は5月検針分から適用となります。

「石油石炭税の税額変更」による税率変動相場額は、45メガジュール地区のお客さまは8月検針分から、100.4652メガジュール地区および簡易ガス地区のお客さまは6月検針分からガス料金に反映させていただきます。

今後につきましても、業務全般の効率化を図るとともに、都市ガスの安定供給、お客さまへの安心・安全を確保する保安の維持管理等、お客さまサービスの向上とガス料金の安定維持に努めてまいりますので、引き続きご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

以上

供給約款料金

■ 45メガジュール地区（税込）

		基本料金※1	基準単位料金（1 m ³ あたり）	
			消費税法改正後※1	石油石炭税税額変更後※2
料金表 A	0 m ³ ～12 m ³	972.00 円	226.15 円	226.37 円
料金表 B	12 m ³ ～50 m ³	1,423.44 円	188.46 円	188.68 円
料金表 C	50 m ³ ～250 m ³	1,914.84 円	178.63 円	178.85 円
料金表 D	250 m ³ ～750 m ³	5,208.84 円	165.45 円	165.68 円
料金表 E	750 m ³ ～	13,058.28 円	154.99 円	155.21 円

〈参考〉現行料金	
基本料金	基準単位料金
945.00 円	219.87 円
1,383.90 円	183.22 円
1,861.65 円	173.67 円
5,064.15 円	160.86 円
12,695.55 円	150.68 円

■ 100.4652メガジュール地区（税込）

		基本料金※1	基準単位料金（0.1 m ³ あたり）	
			消費税法改正後※1	石油石炭税税額変更後※3
料金表 A	0 m ³ ～5.6 m ³	950.40 円	40.50 円	40.55 円
料金表 B	5.6 m ³ ～46.9 m ³	1,205.28 円	35.95 円	36.00 円
料金表 C	46.9 m ³ ～	2,628.72 円	32.91 円	32.97 円

〈参考〉現行料金	
基本料金	基準単位料金
924.00 円	39.37 円
1,171.80 円	34.95 円
2,555.70 円	32.00 円

■ 簡易ガス【桜木団地】（税込）

		基本料金※1	基準単位料金（1 m ³ あたり）	
			消費税法改正後※1	石油石炭税税額変更後※3
料金表 A	0 m ³ ～8.0 m ³	848.88 円	491.40 円	492.57 円
料金表 B	8.0 m ³ ～30.0 m ³	2,075.76 円	338.04 円	339.21 円
料金表 C	30.0 m ³ ～	3,888.00 円	277.64 円	278.82 円

〈参考〉現行料金	
基本料金	基準単位料金
825.30 円	477.75 円
2,018.10 円	328.65 円
3,780.00 円	269.93 円

■ 簡易ガス【香風団地】（税込）

		基本料金※1	基準単位料金（1 m ³ あたり）	
			消費税法改正後※1	石油石炭税税額変更後※3
料金表 A	0 m ³ ～8.0 m ³	859.68 円	481.68 円	482.85 円
料金表 B	8.0 m ³ ～30.0 m ³	1,421.28 円	411.48 円	412.65 円
料金表 C	30.0 m ³ ～	3,367.44 円	346.63 円	347.81 円

〈参考〉現行料金	
基本料金	基準単位料金
835.80 円	468.30 円
1,381.80 円	400.05 円
3,273.90 円	337.00 円

※1 基本料金および消費税法改正後の基準単位料金は、消費税率を5%から8%に変更させていただいたものです。新税率の適用につきましては、3月以前から継続してガスをお使いの場合には5月検針分から適用となります。

※2 石油石炭税税額変更後（8月検針分から）の基準単位料金は、石油石炭税の税額変更に伴い1 m³当たり0.22円（税込）もしくは0.23円（税込）引上げさせていただいたものです。

※3 石油石炭税税額変更後（6月検針分から）の基準単位料金は、石油石炭税の税額変更に伴い100.4652メガジュール地区は0.1 m³当たり0.05円（税込）もしくは0.06円（税込）、簡易ガス地区は1 m³あたり1.17円（税込）もしくは1.18円（税込）引上げさせていただいたものです。

※4 実際にガス料金に適用する単位料金は原料費調整制度に基づく調整額が反映されます。

以上